

関係各位

## 大阪府共募※事務局情報※No.193

(2018.07.13)

### 「平成30年7月豪雨高知県災害義援金」の募集について

#### 1 趣 旨

平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨により、県内4市2町1村(安芸市、香南市、宿毛市、土佐清水市、長岡郡本山町、幡多郡大月町、幡多郡三原村)に災害救助法がてきようされました。

高知県共同募金会では被災された方々を支援するため、義援金の募集を行います。

#### 2 義援金名称

平成30年7月豪雨高知県災害義援金

#### 3 受付期間

平成30年7月13日(金)から平成30年9月28日(金)まで

#### 4 義援金受入口座

金融機関	口座番号	口座名義
四国銀行 県庁支店	(普)5138572	社会福祉法人高知県共同募金会
高知銀行 朝倉南支店	(普)3043110	
ゆうちょ銀行	00130-0-730402	高知県共同募金会 平成30年豪雨災害義援金

※上記金融機関窓口からの振込手数料は無料です。

#### 5 現金書留による義援金の送付(7月19日から料金免除)

現金書留用の封筒に「救助用郵便」と明記していただければ、郵便料金が免除されます。

(宛先)〒780-8567

高知県高知市朝倉戊375-1

社会福祉法人高知県共同募金会

#### 6 義援金の配分

高知県共同募金会でとりまとめた義援金は、高知県に送金し、高知県が定める「高知県災害見舞金配分委員会」において配分を決定し、被災市町村を通じて被災者に配分されます。

#### 7 義援金の税制上の取り扱い

この義援金は、所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する

「国又は地方公共団体に対する寄附金」並びに地方税法第37条の2第1項第1号及び同法第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当し、税制優遇措置の対象となります。

この優遇措置の適用を受ける場合には、確定申告の際に金融機関での振込金受領証等に義援金募集要綱を添えて、確定申告書類に添付する必要があります。

なお、高知県共同募金会発行の領収書が必要な場合は、高知県共同募金会までご連絡をお願いいたします。後日、領収書を発行します。

## 8 その他

災害義援金のみ取り扱います。物品の受付は行いません。

## 9 問い合わせ先

社会福祉法人高知県共同募金会

〒780-8567 高知県高知市朝倉戊 375-1

電話:088-844-3525

FAX:088-843-6566

メール:[info@akaihane-kochi.jp](mailto:info@akaihane-kochi.jp)

※地区募金会において義援金を受付けた場合の処理について

### 1. 領収書の発行について

- 但し書きに、「平成30年7月豪雨高知県災害義援金として(預り)」と記入し発行して下さい。
- 地区領収書の右肩、縦書きで記載されている条文は削除ください。
- 税制上の優遇措置をご希望の場合は、本会へ別紙「寄付者氏名・住所・金額・受付月日」をお知らせください。  
本会から被災県共募へ名簿を送付し発行依頼を行います。

### 2. 各地区募金会から本会への送金口座(速やかに送金お願いします。)

・郵便振替

金融機関	口座番号	口座名義
ゆうちょ銀行	00990-8-220	社会福祉法人大阪府共同募金会

※通信欄に「平成30年7月豪雨高知県災害義援金」と記入ください。

・他行から振込む場合(本会へご連絡ください。)

金融機関	口座番号	口座名義
ゆうちょ銀行 ○九九店	(当座)0000220	社会福祉法人大阪府共同募金会

※他行から振込む場合は、手数料がかかります。

### 3. 義援金の会計処理について

各地区募金会にて義援金を受領した場合、新会計システムでの処理が必要です。

サービス区分

「災害たすけあい義援金サービス区分」

収入科目

「他県受入災害義援金収入」(科目コード 3140200)

支出科目

「府共募への支出 災害たすけあい義援金送付金」(科目コード 4860600)

上記の経理区分及び科目にて処理をお願いします。

※お願い※

地区募金会で受け入れた義援金は、必ず本会へ送金をお願いします。